# 運転の安全の確保に関する省令 （昭和二十六年運輸省令第五十五号）

#### 第一条（目的）

この省令は、鉄道及び軌道の運転の業務に従事する者（以下「従事員」という。）が常に服よヽ  
  
うヽ  
すべき運転の安全に関する規範を定め、その安全保持の理念を確立し、もつて輸送の使命を達成することを目的とする。

#### 第二条（規範）

従事員が服よヽ  
  
うヽ  
すべき運転の安全に関する規範は、左の通りとする。

###### 一

綱

###### 二

一般準則

#### 第三条（規程の制定及び実施）

鉄道及び軌道の経営者は、前条の規範に従つて運転の安全に関する規程を定めなければならない。

##### ２

鉄道及び軌道の経営者は、前項の規程の実施に関し、常に従事員を指導し、及び監督しなければならない。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三六年五月一日運輸省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四五年九月一〇日運輸省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。